

議案第67号

福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、生活介護事業所等の食事の提供に関する基準を改める必要があるによる。

福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する
条例

福岡市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第46条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。